

**インピルフルキサムに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成30年9月12日～平成30年10月11日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>科学的な内容とは少し違った角度からなのですが、こういった新しい物事に関しては短期的な実験では分からないリスクが多いが、もし何かあったときに即登録取り消し、即販売中止を英断するシステムが本当に機能していますか？</p> <p>近年、世界中でミツバチの大量死、赤とんぼの激減が報告された。原因を調べるとネオニコチノイド系農薬だと判明。欧米ではすぐさま禁止になったが、日本ではどうでしょう。</p> <p>農協や大企業の圧力と利権に負けて未だに販売禁止できていない。</p> <p>そもそもネオニコチノイド系農薬は主に田んぼのカメムシ対策に使う。カメムシが稲に噛みつくると黒くなり（健康には影響ない）、米の等級が下がるからだ。農薬を使わない改善方法は2つ、1つは黒いのが混じっていて等級を下げないように判断基準を変える。</p> <p>もう1つは、収穫後に黒い米粒だけより分ける色彩選別機（機械代が250万円）にかける。</p> <p>上記2つのいずれかを実行すれば今すぐにでも禁止しても問題無い。しかしやらない。</p> <p>それどころか、ネオニコチノイド系農薬の一種である殺虫剤スルホキサフロル</p>	<p>食品安全委員会では、食品を介した農薬の摂取によるヒトの健康への影響を、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に評価しており、その評価結果等を踏まえ、リスク管理機関が農薬の登録、使用規制等を行っています。</p> <p>農薬の登録、使用規制のほか、ミツバチ及びトンボへの影響、米の等級に関するご意見については担当官庁である農林水産省及び環境省へ情報提供させていただきます。</p>

<p>を農薬としてこの前新規に認可した。 同剤は、ミツバチへの毒性が強いことから、米国では厳しく使用制限され、フランスでも一時禁止とする予備判決が下されているにもかかわらずだ。 科学的根拠があるにもかかわらず利権や資本主義優先で禁止にもできない内閣府食品安全委員会事務局に、果たして新しい農薬を審査する資格があるのだろうか。 私は先にやることやってからではないかと思う。</p>	
---	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。